

国債に係る手数料の見直しについて

○ 背景

昨年末に閣議決定された行革大綱及び本年 5 月に成立した行政改革推進法では、国債整理基金特別会計において経理される事務について、その費用の節減等に向けた見直しが求められており、その一環として、国債に係る各種手数料についての引下げを検討中。

○ 見直しの方向性

国債に係る各種手数料については、現下の我が国の厳しい財政状況、一般債の手数料水準等を踏まえ、以下の方向で見直す方針。

なお、金融機関が自己口（信託口を除く）で保有する国債に係る償還手数料及び利払手数料については支払わないこととする。

(1) 償還手数料

償還手数料は元本額の 0.0006% とする。

TB・FB については現行（元本額の 0.00009%）を据え置く。

(2) 利払手数料

利払手数料は料率の算定ベースを元本額に変更し、その料率を 0.0006% とする。

(3) その他の手数料

起債等手数料は大幅に引き下げる。その他の手数料についても見直しを進める。

○ 見直しの実施時期

平成 19 年度から順次実施する。

ただし、利払手数料及び償還手数料の見直しは、日本銀行におけるシステムの変更に要する期間等を踏まえ、2 年程度後（早ければ平成 20 年 10 月）を目途に、その後償還又は利払が行われる分から適用する。

（以上）